

中央環境審議会水環境部会水生生物保全小委員会の運営方針について

平成15年12月25日
水環境部会長決定

1. 会議の公開及び出席者について

(1) 会議の公開について

小委員会は原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長はその理由を明らかにした上で、小委員会を非公開とすることができる。

小委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

(2) 代理出席について

代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

2. 会議録等について

(1) 会議録の内容、配布について

会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。

会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。

ただし、長期にわたり次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。

会議録は、小委員会に属する委員等に配布するものとする。

(2) 会議録及び議事要旨の公開について

公開した会議の会議録は、公開するものとする。

会議録を公開する場合には、発言者の名前を記載するものとする。

小委員会の会議については、公開・非公開に関わらず、事務局において議事要旨を作成し、小委員長の了承を得て公開するものとする。

3. その他

上記に規定するもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、部会長の同意を得て小委員長が定めることができるものとする。